

令和6年度 第11回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和7年 1月24日 (金)			
開 催 場 所	役場2階 第1会議室			
開 催 日 時	令和7年 1月24日 午後 1時 30分 開 会			
	令和7年 1月24日 午後 2時 45分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	具志 俊仁	5 番	大城 正和
	2 番	内間 正樹	6 番	玉城 健次
	3 番	宮嶋 扶喜子	7 番	平安山 良也
	4 番	喜屋武 和徳	8 番	米須 清和
欠 席 委 員 番 号				
議事録署名委員	1 番	具志 俊仁	7 番	平安山 良也

日程第1 議事録署名委員及び書記の指名について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和6年度 第11回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第1)	これより議事に入ります。 日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、書記には平良 凜香(たいら りんか)さん、議事録署名委員には、1番 具志 俊仁(ぐし としひと)委員、7番 平安山 良也(へんざん よしや)委員を指名します。
議 長 (日程第2)	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 (日程第3)	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告) 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 今帰仁農業振興地域整備計画書の変更について 報告3 農業用施設届出書の報告について 以上です。
議 長 (日程第4)	それでは、日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第50号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第51号 非農地証明願いについて 議案第52号 農地法第4条許可の取消し願いについて 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。

		本日の提案された議案第４９号から第５３号までですが、そのうち現地確認を必要とするものが１４件ございます。現地資料確認を行った後に審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議がないようでありますので、ただ今から現地資料確認のため休憩をいたします。
		休憩 午後 １時 ５５分 再開 午後 ２時 ６分
議	長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第４９号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	それでは私のほうから議案第４９号「農地法第３条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の議案書 １ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第４９号「農地法第３条の規定による許可申請について」の内容を説明) 事務局といたしましては、２ページから３ページにあります【別添】「３条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議	長	ただ今、事務局から説明がありました議案第４９号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号１番について、本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委	員	議案第４９号「農地法第３条の規定による許可申請について」整理番号１番については、１５０日以上従事する新規就農者で、令和７年１月

	16日に申請者と面接を行いました。申請内容を確認したところ、地元委員としては問題はないと思います。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委 員	坪単価135円とありますが、ハウスか何かあるんですか。高すぎませんか。
事 務 局	ハウスはありません。報告2、報告3の倉庫を建てる場所になります。倉庫を建てる場所の横は、耕作するとのことですよ。
委 員	下限面積が撤廃されたときに、基本的に面積は問わないけども、500㎡未満とかでは新規就農の許可は出さないと研修等でお聞きしてたんですけど、少ない面積を効率的に営農すればいいということで新規就農で認めていいのか、前例を作ってしまうといいのかと思います。
事 務 局	許可要件が、取得する農地を効率的に耕作して、年間150日以上従事するというのになっていて、今回の申請で、倉庫を建てない部分について、耕作するという計画がしっかりしていたので、受けたところではあるんですけど、委員の皆さんの意見を教えてください。今回申請が上がっている農地はここだけなんですけど、面接の聞き取りの中で、約2000坪は今後使っていけそうな農地はあるというお話でした。
委 員	2000坪あるんだったら確約もらったら？その方が、農業委員会としても安心じゃない？それを指導したらいいんじゃない。
事 務 局	面積をしっかり確保した上で、改めて3条申請を行うという流れがいいということですか。
委 員	それでいいと思います。
事 務 局	わかりました。
委 員	あと、倉庫部分を引いた面積で、200日も営農するというのは、現実的でないと思います。
事 務 局	委員の皆さんの意見を元に、説明したいと思います。ご意見ありがとうございます。

議 長	議案第 4 9 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番については、多数決で採決を取りたいと思います。可決という方は挙手をお願いします。
	挙手 可決 0 人 ・ 否決 7 人
議 長	議案第 4 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 4 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」異議なしと認め、整理番号 1 番については否決、整理番号 2 番については可決と決定いたします。 続きまして、議案第 5 0 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 5 0 号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の議案書 4 ページをお開き下さい。 (議案書読み上げ) 5 ページをお開き下さい。今回の申請は利用権の設定等を受ける者、借受人が 2 名、利用権の設定等をする者、貸付人が 2 名です。 設定筆数は計 7 筆、合計面積 2 5 , 1 5 6 m²。すべて使用貸借となっています。なお、詳細についてはお目通し下さい。 続いて、6 ページをお開き下さい。所有権移転関係について説明致します。 譲受人 1 名、譲渡人 1 名、所有権移転 2 筆、合計面積 2 , 1 5 3 m²、売買となっております。こちらも詳細についてはお目通し下さい。 事務局としましては、従事日数、全部効率利用、地域調和等各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。

		(質疑なし)
議	長	議案第 5 0 号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 5 0 号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして議案第 5 1 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは私のほうから議案第 5 1 号「非農地証明願いについて」説明いたします。お手元の議案書 7 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきまして当該地元委員及び事務局による現地確認等を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについて可否の意見を求めます。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委	員	整理番号 2 番と 3 番については、現況が畑であるという説明だったので、議案書の現況「畑」、現況説明についても「畑である」と表記した方がいいのでは。
事	務	局
		わかりました。議案書の修正をお願いします。
委	員	整理番号 2 番と 3 番についてですけど、現況確認で畑として判断したのであれば、非農地として認められないと思うんですけど。
議	長	議案第 5 1 号「非農地証明願いについて」整理番号 1 番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)

議 長	議案第 5 1 号「非農地証明願いについて」整理番号 2 番および 3 番については、多数決で採決を取りたいと思います。可決という方は挙手をお願いします。
	挙手 可決 0 人 ・ 否決 7 人
議 長	議案第 5 1 号「非農地証明願いについて」整理番号 2 番および 3 番については否決ということで異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 1 号「非農地証明願いについて」は、整理番号 1 番は可決、整理番号 2 番および 3 番は否決と決定いたします。 続きまして議案第 5 2 号「農地法第 4 条許可の取消し願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 5 2 号「農地法第 4 条許可の取消し願いについて」説明いたします。 お手元の議案書 8 ページをお開き下さい。 (議案書に基づき、議案第 5 2 号「農地法第 4 条許可の取消し願いについて」内容を説明) 以上です。
議 長	ただ今、説明がありました本件について、補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委 員	実際に、設置はしたの？
委 員	設置はしてないよ。業者との折り合いがつかなかったみたい。
議 長	議案第 5 2 号「農地法第 4 条許可の取消し願いについて」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	議案第 5 2 号「農地法第 4 条許可の取消し願いについて」は異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について説明いたします。 お手元の議案書 9 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について令和 7 年 1 月 1 6 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 1 番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理

	番号１番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番および３番について議題とします。こちらは同時申請となっておりますので、一括で審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、私のほうから議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番および３番について説明いたします。 お手元の議案書 ９ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番および３番について内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地、第２種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しないその他２種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、事務局から説明がありました議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番および３番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委員	議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番および３番について令和７年１月１６日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なし）
議長	議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号２番および３番について異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 2 番および 3 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について説明いたします。 お手元の議案書 9 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について令和 7 年 1 月 1 6 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 4 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について説明いたします。 お手元の議案書 9 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について令和 7 年 1 月 1 6 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 5 番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 6 番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 6 番について説明いたします。 お手元の議案書 10 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 6 番について内容を説明) 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないその他 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 6 番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 6 番について令和 7 年 1 月 16 日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なし)
議 長	議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 6 番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号６番については異議なしと認め、可決決定いたします。 続きまして、議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号７番について議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号７番について説明いたします。 お手元の議案書 １０ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号７番について内容を説明） 事務局といたしましては、農用地区域以内にある農地以外の第１種農地で、例外許可の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると判断しました。以上です。
議 長	ただ今、事務局から説明がありました議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号７番について本件に係る面接を行った委員から報告をお願いします。
委 員	議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号７番について令和７年１月１６日に申請者と面接を行いました。申請内容及び現地確認をしたところ、地元委員としてはやむを得ない転用と考えます。以上です。
議 長	ただ今、事務局説明、地元委員の報告がありましたが、本件について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なし）
議 長	議案第５３号「農地法第５条の規定による許可申請について」整理番号７番について異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」整理番号 7 番については異議なしと認め、可決決定いたします。
-----	--

[illegible]